

## 訪問看護重要事項説明書

### 第1条 (訪問看護事業者の概要)

法人名称	医療法人博文会	
代表者	児玉 敏宏	
所在地	(住所)	〒640-8342 和歌山市友田町4丁目130番地
	(電話)	073-436-6557
設立年月日	昭和53年	

### 第2条 (事業所の概要)

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション こだま	
所在地	(住所)	〒640-8342 和歌山市友田町4丁目130番地
	(電話)	073-436-0112
	(FAX)	073-436-0118
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護	
介護保険事業所番号	第 3060191156 号	
開設年月日	令和2年10月1日	
通常の事業の実施地域	和歌山市 岩出市 海南市	

#### (2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人博文会（以下「事業所」という）が設置運営する指定訪問看護・介護予防訪問事業に適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、利用者に対する適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所は、利用者が可能な限り居宅において、健康の段階に応じた看護及びその能力を十分に発揮できる日常生活が営めるようサービスを提供する。地域の結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービスの事業所その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。児玉病院との医療連携体制を図り、看護師による24時間の協力体制を整えとともに、利用者の日常の健康管理や主治医との連携及び看取りに関する指針を整備する。

### (3) 事業所の職員体制

職種	人員	備考
看護師等	常勤換算 2.5 名以上	管理業務を行うものを含む
事務担当職員	1 名以上	

### (4) サービス提供時間

サービス種類	平日(月～金)	土・祝日
訪問看護	午前 8 : 30～午後 17 時	午前 8 : 30～午後 17 時

※日曜日・年末年始(12/30～1/3)は休業します

## 第 3 条 (サービスの内容)

当事業所では、個々の状態に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養ができるよう努めます。

サービスの内容は以下のとおりです。

1. 病状・障害の観察
2. 入浴・清拭・洗髪などによる清潔の保持
3. 食事及び排泄の日常生活の援助
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア・看取り
7. 認知症利用者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導・相談業務
9. カテーテル等の管理
10. その他、医師の指示による医療処置

従業者は、主治医の指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画書により事業を実施するものとします。

## 第 4 条 (緊急時の対応)

サービス提供にあたり、事故・体調の変化、病状の急変が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

#### 第5条 (利用料)

基本利用料は、厚生大臣が定める基準により算定した額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とします。

#### 第6条 (キャンセル料)

利用者が不在であった場合（緊急の入院等を除く）、その2回目より利用料の50%をキャンセル料としてご請求する場合があります。必ず当日朝8時30分までにご連絡ください。

#### 第7条 (苦情相談窓口)

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	所在地	和歌山市友田町4丁目130番地
	電話番号	073-436-0112
	FAX 番号	073-436-0118
	受付時間	8時30分～17時（月～土曜日）
苦情受付機関	和歌山市役所介護保険課	電話番号 073-435-1190
	和歌山市役所指導監査課	電話番号 073-435-1319
	岩出市介護保険係	電話番号 0736-62-2141
	海南市介護保険係	電話番号 073-483-8761
	国保連合会苦情相談窓口	電話番号 073-427-4662

#### 第8条 (事故発生時の対応)

速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として保険に加入しております。

#### 第9条 (個人情報に関する方針)

個人情報保護に関する法律を遵守して個人の権利・利益を保護していきます。個人情報情報は適正な取得に努め、安全管理体制を整備しております。また従業者への個人情報に関する守秘義務を順守しております。

#### 第10条 (虐待防止について)

人権擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し必要な体制を整備しております。虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を必要時に開催し、その結果について周知徹底を図ります。

#### 第 11 条 （ハラスメントについて）

事業所は、従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組んでおります。

- ①ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し、再発防止策を検討します。
- ②ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談等を行い、利用契約の解除等の措置を講じます。

#### 第 12 条 （業務継続に向けた取り組み）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

#### 第 13 条 （提供するサービスの第 3 者評価の実施状況）

未実施

#### 第 14 条 （身体拘束の禁止）

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束という）を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び期間、その際の身体状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録するものとします。